

加入手続きについて

ステップ1

単位PTA(学校)ごとの全員加入方式です。(個人単位での加入はできません)単位PTA(学校)でお申込みください。

ステップ2

3月3日(金)までに加入申込書提出(予定PTA会員数・児童生徒数を報告)[手引き:様式1]

ステップ3

6月1日(木)～7日(水)の間に加入会員数報告書提出(確定PTA会員数・児童生徒数を報告)[手引き:様式2]のうえ、保険料をお振込みください。

ステップ2,3でのお手続きが完了して、令和5年4月1日から補償(1年間)開始になります。指定期日にお手続きが完了されますようお願い申し上げます。

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報のこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

事故時の請求手続き

ステップ1

単位PTA(学校)より「取扱代理店・扱者」宛てに事故の内容を事故証明書兼事故発生通知書[手引き:様式3]にてお知らせください。

ステップ2

保険金請求書等を被災者の方へお送りしますので、必要事項を記入・捺印の上ご返送ください。

ステップ3

審査後、ご指定の口座に保険金をお支払いします。

※1 事故発生後30日以内にご連絡ください。(手続方法等は、別紙「栃木県PTA活動補償制度の補償概要」をご覧ください。)

※2 請求額が10万円以下で、治療期間が3ヶ月以内の場合、診断書を省略できる場合があります。

※3 ご請求内容により、PTA会長あるいは学校長のご署名・ご捺印が必要となります。

P団かんたん請求

取扱代理店経由もしくは引受保険会社へ直接「事故報告書兼事故証明書」をFAXもしくはメールにてご提出いただくことで、その後の保険金請求をペーパーレスで行うこともできます。

●事故の際の連絡先

株式会社 栃木保険

TEL:028-643-6611 FAX:028-643-6566
(月～金 午前9:00～午後5:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

〈P団かんたん請求利用の場合〉

AIG損害保険株式会社 個人傷害カスタマーセンター

FAX:0120-936-710
メールアドレス:AIGJapanMFD_FAX7@aig.co.jp
(24時間365日対応)

■団体契約者

栃木県PTA教育振興会

〒320-0066 栃木県宇都宮市駒生1-1-6 栃木県教育会館4階 TEL:028-622-2839
(月～金 午前9:00～午後4:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

■当制度に関するお問合せ先 (取扱代理店・扱者)

株式会社 栃木保険

〒320-0024 栃木県宇都宮市栄町6-15 赤羽ハイツ1F
TEL:028-643-6611 FAX:028-643-6566
(月～金 午前9:00～午後5:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

宇都宮支店

〒320-0807 栃木県宇都宮市松が峰1-3-15
富士火災宇都宮ビル2階
TEL:028-346-4100 FAX:028-346-4127
(月～金 午前9:00～午後5:00 土・日・祝日・年末年始を除く)

栃木県PTA活動補償制度 ご加入のご案内

PTA活動の安心のために

栃木県PTA活動補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員(保護者・教職員)等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷 害 (PTA団体傷害保険)

児童・生徒

児童がPTA活動中にケガをした



PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



被保険者(保険の対象となる方)

- PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事(※1)への参加が事前にPTAより認められている方

(※1) PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

賠 償 (PTA賠償責任保険)

対人 来賓にケガをさせた



対物 他人の財物を壊した



保管物

学校から借りたものを壊した



提供飲食物

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等損害を被った



法律相談・クレーム対応費用

PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれたので、弁護士への法律相談や委任をした

弁護士相談・弁護士紹介サービス
PTAまたはPTA役員が、引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介を受けられます。



ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」・「注意喚起情報」)が記載されていますので、必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」等)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

栃木県PTA活動補償制度はPTA活動中の児童・生徒・保護者・教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

＜PTA団体傷害保険＞

補償の内容		補償例	保険金額	
傷害（ケガ）の補償	●PTA行事参加中の事故 ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 ・PTA行事への往復途上も対象となります。 ・細菌性食中毒も補償の対象となります。 ・日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。	・保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中に転倒しケガをして、10日間入院。 支払保険金:34,000円 ・保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして10日間通院。 支払保険金:22,000円	死亡保険金額	242万円
			後遺障害保険金 障害の程度によって上記死亡保険金額の	4%~100%
			入院保険金日額 (180日限度)	3,400円
			手術保険金 (1事故につき1回) 手術の際の入院の有無によって上記入院保険金(日額)の	10倍・5倍 (入院中・入院中以外)
			通院保険金日額 (90日限度)	2,200円
			保険料 (1世帯あたり)	

＜PTA賠償責任保険＞

補償の内容		補償例	保険金額（お支払限度額）	
損害賠償責任補償	●PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任 〈対人・対物補償〉（往復途上対象外） ・PTAが企画・立案し主催または共催するPTA活動において、運営に過失や不備があり、その結果第三者にケガをさせたり、物をこわしたりしたことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 〈保管物補償〉（往復途上対象外） ・PTA活動中に第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中にこわしたり盗難されたことに對してPTAが法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。 〈提供飲食物危険補償〉 PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被ったことに對してPTAまたはPTA役員が法律上の損害賠償責任を負った場合の補償。	＜対人＞PTAの催しで、会場設備の不備により来場者にケガをさせてしまった。 ＜対物＞PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。	対人 1名 5,000万円 (自己負担額 1,000円) 1事故 2億円	
		PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金:45,000円 (修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。)	対物 1事故 500万円 (自己負担額 1,000円)	
		PTAバザーで一般客に弁当を提供し、15名が食中毒になり2～7日間入院。	保管物 1事故 10万円 (自己負担額 5,000円)	
法律相談 クレーム対応費用	●法律相談・クレーム対応費用補償 PTAまたはPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償 ※引受保険会社提携先の弁護士からのアドバイスや、委任する弁護士の紹介（無料）を受けられます。	PTAの催しで、近隣住民より騒音のクレームを受け、その後いやがらせ行為が続いている為、弁護士に相談した。	対人・対物 1名・1事故/PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の対人・対物補償と同額 注) 保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます。	
保険料 (児童・生徒1人あたり)			弁護士費用 1事故 100万円 保険期間中 1億円	
保険料			9円	

保 險 期 間

2023年4月1日 午後4時より
2024年4月1日 午後4時まで

保 險 料

PTA団体傷害保険 91円×PTA会員数(世帯数)
PTA賠償責任保険 9円×児童・生徒数 } = 保険料

※教師会員の保険料は不要です。保険料は単位PTAにてとりまとめてください。